

# ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について

## 輸入注意事項 19 第4 号 (19. 3. 6)

最終改正：令和5年9月1日付け・輸入注意事項2023第14号

平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1（1）に掲げるワシントン条約動植物及びその派生物の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。

### 記

#### 1 輸入承認申請の対象

##### (1) 対象品目

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）附属書Iに掲げる種に属する動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨（北太平洋の個体群並びに東経0度から東経70度まで及び赤道から南極大陸に囲まれる範囲の個体群を除く。）、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨を除く。）又は植物（人工的に繁殖させた交配種を除く。）並びにこれらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品（ワシントン条約の附属書により条約が適用される品目に限る。以下「ワシントン条約動植物及びその派生物」という。）

##### (2) 対象となる輸入

- ① 平成11年2月1日付け輸入注意事項第11第1号「ワシントン条約に基づく輸入許可書の申請手続等について」に定めた別紙様式1－（1）「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明（申請）書（以下「輸入許可書」という。）の発行が必要となるワシントン条約動植物及びその派生物を輸入する場合
- ② ワシントン条約動植物及びその派生物の輸出者が、輸出する国又は地域のワシントン条約に係る管理当局又はこれに準ずる当局（以下「管理当局等」という。）から条約適用前取得のものである旨を証明する書類（ワシントン条約第7条第2項に基づき発行されたものに限る。以下「条約適用前取得証明書」という。）の発行を受けている場合
- ③ ワシントン条約動植物及びその派生物の輸出者が、輸出する国又は地域の管理当局等から輸出許可書又は再輸出証明書（ワシントン条約第7条第4項に基づき発行されたものに限る。以下「輸出許可書・再輸出証明書」という。）の発行を受けている場合
- ④ ワシントン条約動植物及びその派生物の輸出者が、輸出する国又は地域の管理当局等から当該動植物が繁殖させたもの（動物にあっては飼育下で繁殖させたもの、また、植物にあっては人工的に繁殖させたもの）である旨を証明する書類（ワシントン条約第7条第5項に基づき発行されたものに限る。以下「繁殖証明書」という。）の発行を受け

ている場合受けている場合

- ⑤ ワシントン条約動植物及びその派生物の輸出者が、輸出する国又は地域の管理当局等から移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会を構成する動植物及びその派生物の移動のための証明書（ワシントン条約第7条第7項に基づき発行されたものに限る。以下「移動展示証明書」という。）の発行を受けている場合
- ⑥ ワシントン条約動植物及びその派生物の輸出者が、輸出する国又は地域の管理当局等から商品見本に係る証明書（ワシントン条約第7条第1項及び同条約決議12.3に基づき発行されたものに限る。以下「商品見本証明書」という。）の発行を受けている場合

(注)

1. 上記①の場合、輸入承認申請を行おうとする者は、輸出する国又は地域に対して、輸入しようとするワシントン条約動植物及びその派生物の出所を示す記号がW、F、C、A又はRであることを確認し、また、当該国又は地域（記号がC及びAの場合には、当該国又は地域の管理当局等）がワシントン条約第3条の手続きのために輸入許可書の発行を求めていることを確認すること。
2. 上記②は、条約適用前取得証明書に記載されているワシントン条約動植物及びその派生物の出所を示す記号がOである場合に限る。
3. 上記③は、輸出許可書・再輸出証明書に記載されているワシントン条約動植物及びその派生物の出所を示す記号がDである場合に限る。
4. 上記④は、繁殖証明書に記載されているワシントン条約動植物及びその派生物の出所を示す記号がC又はAである場合に限る。（上記①の場合を除く。）
5. 上記⑤は、移動展示証明書に記載されているワシントン条約動植物及びその派生物の出所を示す記号がO、C又はAであり、かつ、輸出の目的を示す記号がQ（サーカス及び移動展示）である場合に限る。（上記①、②及び④の場合を除く。）

記号	出所の区分
W	野生から取得した動植物及びその派生物
F	飼育により繁殖させた動物（記号「C」の区分に該当しないもの）及びその派生物
D	決議12.10に従い登録された事業により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物（商業目的で繁殖させたもの）及びその派生物
C	飼育により繁殖させた動物（決議10.16において定義される「制御された環境で生まれたか又はその他の方法で産出された標本」の要件を満たすもの）及びその派生物
A	人工的に繁殖させた植物（非商業目的で繁殖させたもの）及びその派生物
R	ランチング事業から生まれた動物及びその派生物
O	条約適用前に取得された動植物及びその派生物

6. 上記⑥は、次の要件を満たすもの（ATAカルネ手帳（注）に記載された情報等に

より当該証明書として同等の内容が確認できる場合を含む。)に限る。

- イ) 「輸入者」欄及び「輸出者」欄の氏名、住所及び国又は地域が一致していること。
  - ロ) 「特別条件 (Special conditions)」欄 (当該欄に相当する欄を含む。)に、次の事項が記載されていること。
    - a) 「この書類は商品見本を対象とし、有効なATAカルネ手帳が添付されない限り無効である。この証明書の対象となる標本は、この書類を発行した国以外で販売又は譲渡できない。」  
(例)  
This document covers a sample collection and is invalid unless accompanied by a valid ATA carnet. The specimen(s) covered by this certificate may not be sold or otherwise transferred whilst outside the territory of the State that issued this document.
    - b) 経由国又は地域が明記されており、日本が経由国として記載されていること。
  - ハ) 商品見本証明書に記載されているワシントン条約動植物及びその派生物の出所を示す記号がD、C、A又はOであること。
- (注) 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約 (ATA条約) 第1条(d)に規定する通関手帳をいう。以下同じ。

## 2 書面申請手続

- (1) 申請書の提出先  
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室
- (2) 申請書の提出部数  
輸入承認・割当申請書 (輸入貿易管理規則別表第一 T-2010) 原本2通
- (3) 申請書の提出単位について
  - ① 1の(2)の①の申請の場合は、必要とされる輸入許可書ごとに申請書を提出するものとする。
  - ② 1の(2)の②から⑥までの申請の場合には、発行された条約適用前取得証明書、輸出許可書・再輸出証明書、繁殖証明書、移動展示証明書又は商品見本証明書ごとに申請書を提出するものとする。
- (4) 申請書の受付時間  
毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日 (行政機関の休日に関する法律 (昭和63年法律第91号) 第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。)を除く。
- (5) 添付書類
  - ① 1の(2)の①の輸入の場合
    - ア 輸入契約書又は輸入契約を証するに足る書類 (英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの (任意様式) を添付のこと。) のいずれかの写し 1通
    - イ 輸入承認申請説明書 (別紙様式1) 原本1通
    - ウ 学術研究用として使用する者が発行した学術研究用である旨の誓約書 (別紙様式2) 原本1通
    - エ 輸入許可書2通
  - ② 1の(2)の②から⑤までの輸入の場合
    - ア 輸入契約書又は輸入契約を証するに足る書類 (英語以外の外国語の場合には、和訳

又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。）のいずれかの写し1通

イ 輸入承認申請説明書（別紙様式1） 原本1通

ウ 申請に係る貨物を輸出する国又は地域の管理当局等が発行した条約適用前取得証明書（ただし、アフリカゾウ又はアジアゾウの牙又はその加工品を輸入する場合にあっては、ワシントン条約が発効した日より前に当該貨物が取得されたものであることが明らかに証明されたものでなければならない。）、輸出許可書・再輸出証明書、繁殖証明書又は移動展示証明書の原本の写し2通

エ 1の（2）の④の輸入の場合にあっては、共同保護計画に関する合意書の原本及び写し 各1通

オ 1の（2）の⑤の輸入の場合にあっては以下の書類

a) 移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会の内容説明書（別紙様式6）及びサーカス等の開催内容に関するパンフレット等各1通

b) 移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会の主催者から委託を受けた者にあっては、委託を受けていることを証する書類の原本1通

c) 生きているものを輸入しようとする者にあっては、これを収容し、その世話をするための適当な設備を有していることを説明する書類（様式任意）（図面及び写真を含む。また、当該設備について法令（地方自治体の条例を含む。）上許可等が必要な場合には、当該許可等を得ていることを証する書類を添付すること。）1通

③ 1の（2）の①、②及び④の輸入の場合であって、生きているものを輸入しようとする者にあっては、これを収容し、その世話をするための適当な設備を有していることを説明する書類（様式任意）（図面及び写真を含む。）1通

④ 1の（2）の①から⑤のいずれかに該当する場合であって、アメリカ合衆国、ロシア又はオーストラリアから絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成5年政令第17号）別表第1の表1及び別表第2の表1に掲げる種で絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第6条第2項第4号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品（以下「個体等」という。）を輸入しようとする場合にあつては、学術研究又は繁殖の目的でその個体等を輸出することを許可した旨の当該輸出国の政府機関が発行する証明書の写し1通

⑤ 1の（2）の①及び④に該当する場合であつて、申請者本人（別紙様式2において委託された者を含む。）以外の者が当該貨物に係る輸入承認申請手続を行う場合にあつては、輸入承認申請手続代行証明書（別紙様式5）1通

⑥ 1の（2）の⑥に該当する輸入の場合にあつては、ATAカルネ手帳の写し1通

⑦ 必要があると認めるときは、②のウの書類の原本の提示を求めることがある。

⑧ 特に必要があると認めるときは、上記以外の書類等の提出を求めることがある。

⑨ 提出書類は、原則として返還しない。

### 3 輸入承認基準

(1) 当該輸入承認申請が2に従って行われたものであることを確認の上、我が国としてワシントン条約を誠実に履行する観点から審査を行い、その結果適当な輸入であると認められる場合に承認を行うものとする。

(2) 1の(2)の①に該当するものの輸入は、(1)の基準に加え、次の条件が満たされた場合に認められる。

- ① 輸入しようとする種の養殖、繁殖及び生態等に関する研究並びにその他の生物学的研究等の学術研究に使用するために輸入する場合（当該研究を行うに十分な能力を有する研究者又は研究機関等の申請であって、その研究実績や研究計画書から学術研究目的が顕著であると認められる場合に限る。）
- ② 下表の左欄に掲げる種の区分ごとに、右欄に掲げる関係省から、当該輸入が輸入に係る種の存続を脅かす目的でないと言われた場合
- ③ 生きているものの場合には、下表の左欄に掲げる種の区分ごとに、右欄に掲げる関係省から、これを収容し、その世話をするための適切な設備を有していると認められた場合

ワシントン条約の附属書による区分		関係省
動物界	①哺乳綱（食肉目（イタチ科ラッコ属、アシカ科、セイウチ科及びアザラシ科に限る。）、クジラ目及びジュゴン目を除く。） ②鳥綱 ③爬虫綱（ウミガメ科及びオサガメ科を除く。） ④両生綱 ⑤節足動物門 ⑥環形動物門	環境省自然環境局野生生物課
	①哺乳綱中の食肉目（イタチ科ラッコ属、アシカ科、セイウチ科及びアザラシ科に限る。）、クジラ目及びジュゴン目 ②爬虫綱中のウミガメ科及びオサガメ科 ③板鰓綱 ④条鰭綱 ⑤肉鰭綱 ⑥棘皮動物門 ⑦軟体動物門 ⑧刺胞動物門	農林水産省水産庁増殖推進部 漁場資源課生態系保全室
植物界	草本類	農林水産省農産局 園芸作物課 花き産業・施設園芸振興室
	木本類	農林水産省林野庁森林整備部 森林利用課

(3) 1の(2)の④に該当するものの輸入は、(1)の基準に加え、非商業目的で繁殖させた場合であって、各々の寄付、交換又は貸与が利潤のためではなく、輸入しようとする種の一以上の生息国の参加又は支援を受けて行われる共同保護計画による場合に認められる。

- (4) 1の(2)の⑤に該当するものの輸入は、(1)の基準に加え、ワシントン条約動植物及びその派生物を我が国へ輸入通関した日から再輸出されるまでの期間が3年を超えない場合に認められる。
- (5) 1の(2)の⑥に該当するものの輸入は、(1)の基準に加え、次の条件が満たされること。
- ①商品見本であって販売又は譲渡をしないこと。
  - ②当該貨物が、ワシントン条約附属書Ⅰに掲げるもの(商業目的のために飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物であって附属書Ⅱ扱いとなるもの)に限り、生きているものを除く。)であること。
  - ③ATAカルネ手帳により輸入及び再輸出されるものであること。

#### 4 輸入承認申請書の記載要領

- (1) 申請書の「1 関税率表の番号等」の欄は、記載を要しないものとし、斜線を引くこと。
- (2) 申請書の「2 商品名」の欄には、輸入しようとする貨物の具体的な名称を記載するとともに、輸入しようとする貨物に係るワシントン条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動物又は植物の学術名を記載する。
- (3) 申請書の「3 型及び銘柄」の欄には、輸出する国又は地域の管理当局等が発行した条約適用前取得証明書、輸出許可書・再輸出証明書、繁殖証明書、移動展示証明書又は商品見本証明書に従って、輸入しようとするワシントン条約動植物及びその派生物の出所の区分に対応する1の(注)の表の記号を記載する。
- (4) 申請書の「4 原産地」の欄には、輸出する国又は地域の管理当局等が発行した条約適用前取得証明書、輸出許可書・再輸出証明書、繁殖証明書、移動展示証明書又は商品見本証明書に従って、輸入しようとするワシントン条約動植物及びその派生物の原産地を国・地域名により記載する。
- (5) 申請書の「数量及び単位(金額)」の欄に記載する数量単位は、商慣習上の取引単位(例えば、頭、匹、羽、株、本又は個等)によるものとする。
- (6) 申請書の「総額(US\$)」の欄は、記載を要しない。
- (7) 上記以外の欄に係る申請書の記載に当たっては、平成10年3月4日付け輸入注意事項10第36号(輸入(承認・割当)申請書(T-2010)の記載要領及びその取扱い等について)に従うものとする。

#### 5 その他遵守事項等

- (1) 輸入承認を受けた者は、輸入通関に際し、輸出した国又は地域の管理当局等が発行した条約適用前取得証明書、輸出許可書・再輸出証明書(以下、ワシントン条約第3条に基づき発行された輸出許可書及び再輸出証明書を含む。)、繁殖証明書又は移動展示証明書又は商品見本証明書(以下「輸出許可書等」という。)の原本を税関に提出(商品見本証明書は、税関に提示)しなければならない。

なお、輸入するワニ目(Crocodylia)の種の皮、脇腹又はキャレコ(原皮、なめした皮・革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているもの並びに条約適用前取得のものを除く。以下「ワニ目の種の皮等」と

いう。)については、輸出許可書等にワニ皮タグ(ワシントン条約決議11.12に基づくワニ皮の識別のための国際統一標識システム(タグ制度)による標識をいう。以下同じ。)の記号及び番号がすべて記載され、かつ、すべてのワニ目の種の皮等に、当該記号及び番号と一致するワニ皮タグが個別に付されていなければならない。

(2) 輸入承認を受けた者(動物の生体を輸入する者及び1の(2)の⑤により輸入する者に限る)は、輸入通関後2週間以内に輸入状況報告書(別紙様式3)を野生動植物貿易審査室に提出しなければならない。

(3) 輸入承認を受けた者は、当該輸入承認証を使用しなかった場合には、野生動植物貿易審査室に輸入承認証の原本を速やかに返却しなければならない。

(4) 1の(2)の①に該当する場合

① 輸入承認を受けて輸入したワシントン条約動植物及びその派生物は、学術研究用以外に使用してはならない。

② 使用者から委託されて輸入承認を受けた者は、輸入通関をした貨物を引き渡したときから2週間以内に引渡報告書(別紙様式4)を野生動植物貿易審査室に提出しなければならない。

③ 輸入許可書の発行を受けた者は、輸入通関に際し、当該輸入許可書の原本を、輸出した国又は地域の管理当局等が発行した輸出許可書等の原本に添付し、税関に提出すること。

(5) 1の(2)の④に該当する場合

使用者から委託されて輸入承認を受けた者は、輸入通関をした貨物を引き渡したときから2週間以内に引渡報告書(別紙様式4)を野生動植物貿易審査室に提出しなければならない。

(6) 2の(5)の②のウに基づき提出された書類については、必要があると認めるときは、当該貨物の原産国・地域若しくは当該書類を発行した国・地域の管理当局等又はワシントン条約事務局に確認を行う。

(7) 虚偽の内容のある書類を提出した者及び(2)の輸入状況報告書又は(4)の②の引渡報告書を提出しなかった者並びに(4)の①に違反した者に対しては、次回から承認を行わないことがある。

(8) 1の(2)の⑤により輸入する場合であって、申請の際に提出した移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会の内容説明書(別紙様式6)に記載された事項を変更する場合には、以下により内容変更を行わなければならない。

#### ① 提出書類

イ) 内容変更承認申請書(別紙様式7) 2通

ロ) 当該内容変更に係る理由書(A列4番、様式任意) 1通

ハ) 内容変更を行おうとする輸入承認証の原本及び写し各1通

ニ) 内容変更を立証する書類1通

ホ) その他必要がある場合には、イ)～ニ)に掲げる書類以外の書類

#### ② 提出先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室

(9) 1の(2)の⑤によりワシントン条約動植物の生体を輸入通関した場合であって、以下の条件を満たす場合には、3の(4)の規定にかかわらず、我が国へ輸入通関し

た日から再輸出されるまでの期間を6年を超えない日（やむを得ない理由により必要があると認めるときは、6年に必要な日数を加えた日）まで延長することができる。

- ①当該生体が再輸出されるまでの期間を延長することについて、輸出した国又は地域の管理当局等の同意が得られていること
  - ②当該生体が輸入者によって適切に管理されていること
- (10) (9) の延長を行う場合は、申請の際に提出した移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会の内容説明書（別紙様式6）に記載された再輸出予定日について、以下により内容変更を行わなければならない。

① 延長申請の時期

変更前の再輸出予定日の12月前の日から申請を行うことができる。

② 提出書類

- イ) 内容変更承認申請書（別紙様式7）2通
- ロ) 当該内容変更に係る理由書（A列4番、様式任意）1通
- ハ) 内容変更を行おうとする輸入承認証の原本及び写し各1通
- ニ) 内容変更を立証する書類1通
- ホ) 当該標本を輸出した国又は地域の管理当局等が発行した、当該標本が再輸出されるまでの期間を延長することに関する同意書
- ヘ) 当該標本が適切に管理されていることを証する書類
- ト) その他必要がある場合には、イ)～ヘ)に掲げる書類以外の書類

③ 提出先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室

## 6 承認の条件

対象品目について輸入承認を行う場合は、次の条件を付するものとする。

(1) 対象品目のすべて

輸入申告する際には、輸出許可書等の原本を税関に提出（商品見本証明は、税関に提示）すること

(2) ワニ目の種の皮等

本輸入承認証により輸入されるワニ目の種の皮等には、ワニ皮タグが個別に付されており、当該ワニ皮タグの記号及び番号が条約適用前取得証明書を除く輸出許可書等にすべて記載されていること。



[別紙様式1]

輸 入 承 認 申 請 説 明 書

年 月 日

経 済 産 業 大 臣 殿

申請者（輸入者）

氏名又は名称  
及び代表者の氏名  
住 所 〒  
電 話 番 号

輸入の目的等		
輸 出 者	氏名又は法人名	
	住所及び連絡先	
	輸出する国 又は地域	
輸 入 し よ う と す る 貨 物	動物又は植物の 名称	(学名) (一般名)
	輸入時点の貨物の 状態等	(貨物名) (数量及び単位) 生・死
	出所の区分	野 生 ・ 繁 殖 ・ 条 約 適 用 前
	輸出許可書・ 再輸出証明書	(発行国) (発行日) (許可書・証明書番号) (原産地)
	販売（引渡）先	(氏名又は法人名) (住所及び連絡先) 〒 TEL (販売又は引渡開始予定日) 年 月 日

- (注) 1. この用紙の大きさは、A列4番とします。  
2. 記載事項は、やむを得ない場合には英語で記載しても差し支えありません。

[別紙様式2]

学 術 研 究 用 の 使 用 誓 約 書

年 月 日

経 済 産 業 大 臣 殿

氏名又は名称  
及び代表者の氏名  
所在地  
電話番号  
担当者名

- 1 下記の商品は、下記のとおり学術研究用として使用するものです。なお、当該品は学術研究用以外には使用しないことを誓約します。

(1) 商 品 名

(2) 数 量 匹 (又は個数)

(3) 研究計画 (目的、内容、場所、期間、研究成果の発表方法等)

- 2 当該商品の輸入は、次のものに委託しました。

(1) 会 社 名

(2) 所 在 地

- (注) 1. 1の(3)の研究計画は別紙としても差し支えありません。  
2. 誓約者と輸入者が同一の場合は、2に記載する必要はありません。  
3. この用紙の大きさは、A列4番とします。

[別紙様式3]

輸 入 状 況 報 告 書

年 月 日

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部  
野生動植物貿易審査室 御中

氏名又は名称  
及び代表者の氏名  
所 在 地  
電 話 番 号  
担 当 者 名

下記のとおり輸入通関しましたので、輸入注意事項19第4号の5の(2)に基づき報告します。

記

商 品 名 :

輸 出 国 :

輸入承認証番号 :

承認年月日 :

通関年月日 :

通関数量 :

- (注) 1. この報告書には、輸入承認証の写しを添付してください。  
2. この用紙の大きさは、A列4番とします。

[別紙様式4]

引 渡 報 告 書

年 月 日

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部  
野生動植物貿易審査室 御中

氏名又は名称  
及び代表者の氏名  
所在地  
電話番号  
担当者名

下記のとおり引き渡しましたので、輸入注意事項19第4号の5の(4)の②又は(5)に基づき報告します。

記

商 品 名 :

引 渡 年 月 日 :

引 渡 先 :

引 渡 数 量 :

輸入承認証の番号:

承 認 年 月 日 :

通 関 年 月 日 :

通 関 数 量 :

- (注) 1. この報告書には、当該商品の販売(引渡)を証する書類の写し(受領書等)を添付してください。
2. この用紙の大きさは、A列4番とします。

[別紙様式5]

輸 入 承 認 申 請 手 続 代 行 証 明 書

年 月 日

経 済 産 業 大 臣 殿

氏名又は名称  
及び代表者の氏名  
所 在 地  
電 話 番 号  
担 当 者 名

下記の貨物の輸入承認申請手続を以下の者に依頼したことを証明します。

記

1. 貨 物

(1) 貨物名及び学術名

(2) 数 量 頭/羽/匹/個/その他 ( )

2. 依 頼 先

(1) 氏名又は法人名

(2) 代 表 者 名

(3) 所 在 地

(4) 電 話 番 号

(5) 担 当 者 名

(注) この用紙の大きさは、A列4番とします。

[別紙様式 6]

移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会の内容説明書

移動動物園、サーカス、動物展、植物展 その他の移動する展示会の名称	
主催者の氏名及び住所	
開催場所（住所）及び開催期間	
動植物の名称及び数量	(学名) (英名) (和名) (数量)
輸入予定年月日及び輸入予定港	
再輸出予定年月日	

(注) この用紙の大きさは、A列4番とします。

[別紙様式 7]

内 容 変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

経 済 産 業 大 臣 殿

申 請 者

氏 名 又 は 名 称

及 び 代 表 者 の 氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

及 び 担 当 者 名 \_\_\_\_\_

次の輸入承認証の変更の承認を申請します。

1. 輸入承認証の内

(1) 承認番号

(2) 承認年月日

2. 変更申請の内容

原承認の内容	変更後の内容

3. 変更理由

申請のあった上記の内容変更については承認する。

※経済産業大臣の記名押印

資 格 \_\_\_\_\_

記名押印 \_\_\_\_\_

(注) 1. 本申請書の大きさはA列4番とすること。

2. 本申請書に記載しきれない場合は、適宜別紙として添付すること。

3. ※印のある欄には記入しないこと。